

処 分 基 準

令和7年3月10日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第23条
処 分 の 概 要：古物商等に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：